

## 日本精機健康保険組合並びに適用事業所が共同で実施する

### 健康診査事業の公表について

日本精機健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。日本精機健康保険組合では、健康診査事業について、適用事業所のそれぞれと共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

#### 1. 適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である各適用事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

#### 2. 共同利用する健診データ項目について

当組合が実施する健康診査に係る検査項目の範囲（HBs 抗原、HCV 抗体、PSA、婦人科検査などのオプション検査項目及び感染症等の結果を除く。）

#### 3. 健診データを共同利用する者の範囲について

日本精機健康保険組合および各適用事業所の健診担当者となります。

#### 4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- 各適用事業所の健診統括部署においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、日本精機健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、産業医の判定と指示にしたがって、健康相談、健康指導を実施します。
- 日本精機健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、適用事業所の各々の健診統括部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データ

を基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、各適用事業所の健診統括部署の管理責任者と日本精機健康保険組合の常務理事です。